

# 「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案」について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の委任に基づき、旅費の種目及び内容、旅行役務提供者の要件等を規定する。（施行期日：令和7年4月1日）

## 1 旅費の種目及び内容

### ● 法定額と実勢価格との乖離の解消

- ✓ 宿泊費は、定額支給から、上限付き実費支給とする。
- ✓ 転居費は、新旧のオフィスの距離に応じた定額支給から、新旧の居住地間の実費支給とする。 等

### ● 実態・運用に即した規定の整備

- ✓ 国内の鉄道賃の特急料金は、距離規定（片道100km以上）を廃止し、実態に応じて支給する。
- ✓ 現行の車賃は、国内の定額（1kmあたり37円）を廃止し、その他の交通費として実費支給とする。
- ✓ 現行の日当は、昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てる旅費から、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てる旅費に変更し、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当とする。
- ✓ パック旅行商品代のための旅費種目（包括宿泊費）を新設する。
- ✓ 赴任時の旅費の支給対象について、扶養要件を廃止し、同居する家族に支給する。 等

## 2 旅行役務提供者の要件

- 旅行者に対する旅費の支給に代えて、国から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者（旅行役務提供契約を締結することができる者）として、旅行代理店、引越し業者、クレジットカード会社等を規定する

旅行役務提供契約：旅行業者（旅行代理店）等が国に対して旅行に係る役務その他の政令で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、国が当該旅行業者（旅行代理店）等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約

# 政令における旅費の種目・内容

	旅費種目の名称	定額/実費	旅費種目の内容	主な改正内容
交通費	鉄道賃	実費	交通費（鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上）を廃止</li> <li>鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする</li> </ul>
	船賃	実費	交通費（船舶）	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の利用に必要な費用を支給対象とする</li> </ul>
	航空賃	実費	交通費（航空機）	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象とする</li> </ul>
	その他の交通費 [現行：車賃]	実費 [現行：一部定額]	交通費（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国旅行における定額（37円/km）を廃止し、実費支給方式に変更</li> </ul>
宿泊費等	宿泊費 [現行：宿泊料]	実費 [現行：定額]	旅行中の宿泊に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更</li> </ul>
	包括宿泊費 [新設]	実費	パック旅行に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設</li> </ul>
	宿泊手当 [現行：日当]	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成要素から昼食代・目的地内の交通費を除く</li> <li>夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給</li> </ul>
転居費等	転居費 [現行：移転料]	実費 [現行：定額]	赴任に伴う転居に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額支給方式から実費支給方式に変更</li> </ul>
	着後滞在費 [現行：着後手当]	実費＋定額 [現行：定額]	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用（宿泊費及び宿泊手当の合計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>五夜分等を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて支給</li> </ul>
	家族移転費 [現行：扶養親族移転料]	実費＋定額	赴任に伴う家族の移転に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給</li> <li>職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給</li> </ul>
その他の種目	渡航雑費 [現行：旅行雑費]	実費	外国旅行に要する雑費	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来定額支給されていた「支度料」を統合し、渡航に必要な最小限の準備経費について支給</li> </ul>
	死亡手当	定額	職員、その配偶者又は子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の子が、外国で死亡した場合を支給対象とする</li> </ul>

(注) このほか、旅行の実態を踏まえ、職階区分の見直しを行う。